

◎従業員の範囲等一覧表

従業員		従業員	免税点の判定	課税標準【注1】	備考
65歳以上の者（役員を除く）			従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	これらの者は、従業員の範囲に含まれないものとされています。
障害者（役員を除く）			従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	
役員	役員・使用人兼務役員（65歳以上の者を含む）		従業員に含める	従業員給与総額に含める	利益処分としての役員賞与は従業員給与総額には含めません。
	非常勤の役員		従業員に含める	従業員給与総額に含める	
	数社の役員を兼務する役員		それぞれの会社の従業員に含める	それぞれの会社の従業員給与総額に含める	
	無給の役員		従業員に含めない	—	
雇用改善助成対象者			従業員に含める	給与等の額の2分の1を従業員給与総額から控除する	これらの者は、いずれも従業員の範囲に含まれますが、従業員給与総額の算定に注意してください。
事業専従者			従業員に含める	事業専従者控除額を含め従業員給与総額に含める	
日々雇用等の臨時の従業員			従業員に含める	従業員給与総額に含める	これらの者も基本的には従業員の範囲に含まれますが、免税点の判定に注意してください。
短時間勤務のパートタイマー			従業員に含めない	従業員給与総額に含める	
出向社員	出向元が給与を支払う		出向元の従業員に含める	出向元の従業員給与総額に含める	
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を払う		出向先の従業員に含める	出向先の従業員給与総額に含める	
	出向元と出向先が一部負担		主たる給与等を支払う会社の従業員に含める	それぞれの会社の従業員給与総額に含める	
外国又は課税区域外への派遣又は長期出張			従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	
派遣法に基づく派遣社員【注2】			派遣元の従業員に含める	派遣元の従業員給与総額に含める	市外への派遣は含めません。
休職中の従業員			給与等の支払いを受けなかった場合を除き従業員に含める	従業員給与総額に含める	
中途退職者			従業員に含めない	退職等までの給与等は従業員給与総額に含める	
保険の外交員で事業所得のみの者			従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	給与等の支給を受ける者に該当しません。
保険の外交員で給与所得及び事業所得を有する者			従業員に含める	所得税法上の給与等は従業員給与総額に含める	

常時船舶の乗組員	従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	事業所に該当しません。
鉄道の運転手又は車掌、列車内の食堂等の従業者	主たる給与等を支払う事業所等の従業者に含める	主たる給与等を支払う事業所等の従業者給与総額に含める	
専ら非課税施設に勤務する従業者	従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	課税標準の算定期間の中途における用途変更により課税施設であった期間と非課税施設であった期間とを有する場合には、課税施設であった期間に係る給与等を従業者給与総額に算入します。
課税施設と非課税施設の兼務従業者	課税標準の算定期間の末日において、課税施設に係る事業に従事している場合は、従業者に含める	課税施設に従事していた分に係る給与は、従業者給与総額に含める	

【注1】退職金、年金、恩給、所得税法上非課税とされる通勤手当等は含まれません。

【注2】「派遣法」とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をいいます。

《参考》

役員	役員とは、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人等のほか、相談役、顧問その他これに類する者で法人の経営に従事している者をいいます。
障害者	事業所税において、非課税及び課税標準の特例の対象となる障害者は、所得税及び住民税において、障害者控除の対象となる者です。
パートタイム	形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定されるものであり、一般的には雇用期間の長短ではなく当該事業所等の通常の勤務時間より相当短時間の勤務をすることとして雇用されている者であり、休暇、社会保険、賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別される者をいいます。 また、「相当短時間の勤務をすることとして雇用されている者」とは、就業規則等で定められた1日の所定労働時間（就業規則等に勤務時間の規定がない場合には、免税点判定日における実勤務時間）が同一事業所等に雇用される同一職種の正規従業者と比較して4分の3未満である者をいい、免税点の判定における従業者の範囲から除きます。 例えば、正規従業者の1日の所定労働時間が8時間の場合には、1日の所定労働時間が6時間未満の従業者は相当短時間の勤務をする者となります。
出向	「出向」とは、出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に付与し、出向先企業において労務を提供させる者をいいます。 「出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う」とは、出向先の会社が支払う経営指導料等が、法人税法上給与として取り扱われる場合をいいます。
派遣	派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあります。
出張	企業の従業者が、出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行います。 また「長期出張」とは、課税標準の算定期間を超える期間の出張をいいます。